

平成 26 年

新 城 市 教 育 委 員 会

5 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成26年5月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 5月19日(火) 午後1時30分から

2 場 所 勤労青少年ホーム集会室

### 3 出席委員

瀧川紀幸委員長 馬場順一委員長職務代理者 川口保子委員  
花田香織委員 原田純一委員 和田守功教育長

### 4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長  
小林義明教育総務課長

### 5 書 記

請井志一教育総務課庶務係長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 協議・報告事項

教育委員会制度の改正について

日程第2 その他

閉 会

## 日程第1 協議・報告事項

### ○委員長

それでは、平成26年5月臨時教育委員会を開催したいと思います。

きょうは教育委員会制度の改正についてということで協議事項1件ですが、前回の教育委員会制度に関しての皆さんの御意見、どんなものがあつたか少しお聞かせをいただきたいと思います。

### ○事務局

少し補足ですけれども、前回以降の国の動きですが、先週、衆議院の文部科学委員会というのがありまして、そこを法案が通りました。

これは、今回の国会に上程されている改正法案は、与党、自公の案が上がってきておりますが、それに異を唱えるというですか、動きが民主、それから日本維新の会のほうから出ておりましたんですが、どうもその反対案というか、別の案を唱えている民主、それから維新のほうの主張がずっと弱まった形になっておりますので、今の状況でいきますと、与党案がそのまますんなり国会を通る可能性が非常に大きくなってきたというのが現段階の動きであります。

### ○委員長

そのほか、この間の意見交換で出た内容を少しお聞かせいただけるとありがたいんですけども。

### ○委員

委員長がいなくなるということにかわって、座長という制度を設けませんかということをお委員から御提案いただきまして、会議を進行したりとかというような立場の人を教育長とは別にというふうなお話で、「それでいいですよ」というような流れになりました。

### ○委員

そうですね。

### ○委員

それから、次の11月で委員長が交代というふうなことになるわけですが、実際にそのときにもう教育長にというのは制度上無理でしょうから、結局その後の4カ月は委員長というのを立てて、4月1日からここで新たに設けられる制度でいうところの教育長というふうな形になることになるのでしょうと。

### ○委員

それと、さまざまなイベントがありますよね。でも、今は委員長さんが主に行ってくださいっているので、それを軽減するために、皆さんで、もし新教育長さんがおいでになれないところは、みんなで持ち回りにしたらどうかという話でした。

### ○委員長

この新城教育憲章についてはどうなんでしょうか。

### ○委員

まだ全然。

### ○委員長

あと、具体的に我々がこれから決めていくことというのはどういうことなのか、ちょっとはつきりしないんですけれども。その辺、皆さんどういうふうに考えていますか。

この、例えば、法律の改正だけを見てしまうと、教育委員長と教育長を一本化して新しい教育長にしましょうというのと、総合教育会議を設置しましょうと。それ以外って、余り大きな変革。そういうところは市長がどうかかわるかということだけで、我々の教育委員が受け持っている職務権限なるものがドラスティックに変わるというふうな話ではないような気がするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○委員

はい。

これは、変わっていくのじゃないかなという感じが、僕はします。

何か、教育の中立性とか継続性とか安定性が本当に守られるのかなという疑問を持ちます。

それで新教育長も、位置付けがよくわからないのだけれども、これは首長の部下になるのかね、今度は。分権というのは民主主義の賢いシステムなんですね。それでも崩して行く恐れがあるので、甘く見てはいけないなと僕は思います。

○委員

私も、今感じていることがあるんですけれども、集団的自衛権に絡めていろいろなことが言われておりますが、例えば憲法解釈を変えようという話になっていますよね。

ということは、この新しい、でき上がる新教育の法律が、やはり最初はこういうふうに読んだけれども、でも後々こういうふうに読み変えられますよというふうになる可能性も、憲法でさえそうですから、なきにしもあらずというところが怖いなと思いますね。

ですから、もし私たちが対処するならば、この解釈はこういうふうにも解釈できるし、こういうふうにも解釈できるね、そっちの準備もしておきましょうというような用心深さは、必要かなと、思っています。

○委員長

具体的目に見えて変わるものというのは何があるかというのは、ちょっと。

教育委員一人一人の職務権限に踏み込んではいないですよ、今回はまだ。

今、例えばいじめの問題で権限は何があるんだという話が浮き彫りになったわけですよ、現状の教育委員会、狭義の上の教育委員会は何をしているんだという話のところから、今回の教育委員会制度で行ったとしても、教育委員の権限はそのままとするという話になっているわけです。

そうすると、法律はこれに幾ら文句を言ったところで恐らくそれはできてきてしまうんですよね。できてきたときに、権限はそのままとするといった場合、もし考え直すべきは、そのいじめのことからつながっている教育委員の職務とは一体どういうことで、何を決めるところなのかという話しか、僕は議論ができないような気がするんです。その辺をちょっと話をしてほしいなと思うんですけれども。

○委員

その問題に関しては、今までもあった問題に対して、その反省でこの制度にするので

あれば、制度の是非は別として、自分たちはどうするという事を考えようということですよ。

#### ○委員長

そうです、そうです。

もともといじめの問題で教育委員とは何ぞやという話になったのだったら、これを機に、もう親方も教育委員長と教育長が一つになるということでもあるので、それではそのときにどういうものが我々の役割なのかという話を考えたほうが、これは反対か賛成かという話をしてしまうとぐちゃぐちゃになってしまうような気がします。

#### ○委員

ぐちゃぐちゃになってしまうかもしれないけれども、大津のいじめの問題でも、問題は教育委員会がその資料を市長とかに出さなかったのかもしれないし、まとめ切れないで。それで教育委員会制度の見直しというほうに話が行ってしまったんだけど、それで市長に責任をしっかりと持たせるという形にしても、市長はどのような責任をとるのかということで、結局は、そういう市長を選んだ市民が悪い。市民の責任に変えていってしまうのではないかと思うんです。

教育委員会というのは、今回のこの改定案でも、執行機関としてのそういう立場はあるけれども、あるけれども弱まるし、今まで言われてきた事務局の追認機関、形骸化というのがますます進んでいくのではないかというふうに思います。

これまでも、教育委員会制度というのはそういう首長の暴走をとめる賢明なシステムだったと思うんだけど、それを変えようとしているのが、これは一番の問題だというふうに思います。

#### ○委員

確認してもいいですか。今、市長部局と教育委員会は別ですよ。この制度になっても別であるということには変わらないですよ。

だとすると、市長がああやって言ったというので、自分の市の子供たちの出来事として、物すごく肉薄してその責任を感じていながら、何とかしたいと思ったんだけど、はかばかしく教育委員会が動かないのでいらいらしてしまってどうするんだみたいな話になったのか、そんなことになっていると、有権者というか市民が「市は何をやっているんだ」と、教育委員会の責任なのか市長部局の責任なのかわからない中で、「市は、市は、市は」と言ってくると。そのことについての話なのか、どちらかだと思うんですよ。

いずれにしても、どこが責任を持っているのかというふうなことが市民の中で腹に落ちていないとかこなれていない限り、そういうことは確かに起こるかなと思うんですよ。

やはり、そのところをもっと社会全体が学習するというか、認識してくれるというふうなことが一つで、今までの話でいくと、教育委員長なのか教育長が、どちらが責任者なんだというところがわからない中で、いい加減にやってお互いに自分ではないみたいな感じになっているのではないかとあって、市民が怒る。そういうふうな状況の中で、「教育委員会は責任をとらないじゃないか」というような話になっている、感情的な面でいった

らそういうふうなことになっているんじゃないかなと思うんですよね。

だとすれば、誰が何をしますかというふうなことをきっちり、今、決めておく。いじめだけではないですよ。きっと何かトラブルが起こったときに、ぱっと誰の指示でそこに担当するセクションみたいなものを立ち上げて、それをちゃんと、そこに一応任せるわけなので、「かくかくしかじかの理由でこうするべきだと思います」というようなことに対して、そこに対して責任を持つのが教育委員会なわけで、そこにちゃんと「ゴー」なり「もう一遍考えてこい」なりというふうな話ができるという、きちんと約束事をつくるということと、辞めるときにはみんなで辞めるという、それぐらいのことができていれば、教育委員会は教育における責任ということをきちんと考えているということになると思うんですよね。

今、その大枠の話しかしていないので、実際にはもっといろいろ現場の動きであったりとか、本当に責任をとれるのは誰なんだというふうなことがあったりすると思うんですけれども、私たちがやれることとしたら、この現場に入って行って先生の話聞いてくるとかでは、恐らくないですよ。どこかで1カ所そういうことがあってもいいかもしれないんですけれども、肩入れし過ぎて聞いてしまっても、私たちがここにいる意味というのは恐らくあいまいになってきてしまったりすると思いますし。辞める覚悟があるのかということと、辞めるというふうなことに意味合いがきちんとあるのかというふうなことが担保できればいいのかな、辞めるのが全てではないとは思いますがけれども。市長は最終的に自分のところに全部来るといって、全部をかぶるその体制を示すということが、社会との理解の中の手段かなという気がするんですけれども。

○委員

今お話を聞いていて、責任がどこにあるかという話で、言葉としては不明確ですがけれども、新しい体制になったときに新教育長なのか、あるいは市長さんなのか、どちらが本当の責任というのをとるのでしょうか。

○委員長

まあ、今でも任命するのは議会と市長なわけで、最終的には多分そこに責任があって、今回も一応任命、罷免というのは市長なんですよね。なので、そこは変わっていないので、ほぼ責任のよりどころは同じなんです。

○委員

同じということは、どこですか。

○委員長

いやいや、最後に人を指名するのだったならば、そこが全ての責任を持つはずですので。

○委員

指名するところ、任命するところですか。

○委員長

そうですね。はい。

ただ、この場は取締役会みたいな感じにするんですよ。多分、現行の法制度だと、委員長が社長なんです、多分恐らく。だけど、社長が仕事をしていないんです、委員長って。

これは僕の意見ですよ。

例えば、教育政策が教育長が絡んでいますけれども、本来なら多分社長さんが絡む話なんですよね。でも、それが民間から出てきて、そんな時間もとれていない、専門職でもないの、そんなものはできないので、事務の話とか細かな話からそういう現場の大半のところまで、実際には教育長がやっているというのが縮図だと思うんです。

そうやって考えると、教育長と教育委員長を一緒にするというのは、恐らく社長の仕事を一つにしたいという話なんです。ただし、社長の横暴は許さないので取締役会で決めましょうねというのが合議制の話のような気がするんです。

その、社長の任命は誰がしているかという、今でも市長と議会なんですよ。

○委員

委員長は、やはり社長じゃない。

合議制ですから、みんなで話し合っただけで賛否をとるときに委員長がこっちという程度で。

それから教育長についても、市長が任命するのではないですね。教育委員会が任命するんですね。だから、そういう権力の分立というのは結構いい仕組みなんです。それを、今度は市長が大綱を定めて、教育長を市長が任命するという、そういう格好に持っていく。

こうなると、教育長というのは首長の部下になりませんか。教育長が首長の部下になってはいけません。

○委員長

任命という、市長が任命なのではないですか。教育長は。

○委員

議会が承認するんですよ。

○委員長

そうですね。

○委員

ただ、任命罷免権がかなり強くなっている。要するに、首長の意見をいかに教育に反映させるかという意図、責任の所在をはっきりさせるという、この二つがさっき言われたように大きな改革の原点になっているので、責任の所在についてはこれまでもとにかくいろいろ言われてきたことで、そのいわゆる規則上では委員長だけれども実質は教育長だと。何か不祥事等があったら教育長が謝罪すると。

でも、制度上からいうと、議会でも、本来なら教育委員長が最高責任者だから、議会で答弁するという筋合いだから、議会から事務局への要請は、委員長名で来るわけだね。でも、慣例上事務局の筆頭である教育長が出るということになっている。

市民から見ても委員長と教育長と、よく呼名すらなかなかはっきりしないということ。ここは実質のところ近づけたということで理解していいと思う。

要は、さっき言われたように予算大綱も首長、任命権・罷免権も首長。だから、それから総合会議も首長と、いわゆる制度上でいうと首長の意見が全面的に反映するという、そういう仕組みが前提になっているということを見ると、いわゆる教育の中立性というのが非常に危うくなっている。

それをうまく、どうであるかということが今までと変わらないよということで、あえて附属機関でなく執行機関としたというところで隠れみのはあるんだけど、実質の文言を見ると随分首長の権限が強くなったなというところが、現段階での解釈の仕方ではないかなと思っています。

だから、それゆえに、これまでのように中立性を守るためにどうしたらいいかを新城独自にその堅持のために現教育委員会において、たとえ首長が変わっても教育の中立性、安定性、持続性は保持できるんだということのとりでを築こうではないかというのがこの会議の趣旨だと思うんですね。

○委員長

それは、新城教育憲章という話なんじゃないですか。

○委員

だから、教育の憲法をつくって、首長が変わってもその憲法を揺るがせにできないようなものにしよう。憲法と、それからその体制、手続上のさまざまな規約ということだと思うんです。

○委員

ちょっと雑談だと思って話すんですけども、集団的自衛権の今回の決め方にしても、この教育委員会のあり方にしても、この流れというのは国の安全みたいなもの、安全保障の話がどうこうとか教育がどうこうではなくて、民主主義の根本的なあり方自体を覆そうとしているところがあるわけですよ。

○委員

その議論は今ここではできないという中で、何をするかというふうな、どういう手だてをとっていくかという、手だての話をしましょうということなんですよ、ここはね。

○委員長

多分、1点だけ、レイマンコントロールをどうするんだという話だと思うんですけども、どこの市町村も多分その話だと思うんですけども。

○委員

そうですね。手だてのために。

○委員

そう、今までもそうだったんです。そもそも今までがそれで、今までがあいまいで、それではどうしろというんだという状況の中で、今回もう一つ、漬物石みたいに使われてしまったみたいな話で、改正とか改革というのであれば、確かに改革すべきというのはあったと思うんですよ。だけど、違うところを変えられてしまったかなという感じはすごくして。

○委員

今、教育憲章という話が出たけれども、先に委員さんが話したように、解釈変更などという法治主義をないがしろにするようなことを、政府自らがやっているんですね。だから、これもちょっと危うい。

だから、僕が思うのは、教育の中立性、継続性、安定性、これを確保するにはどこかに

橋頭堡をつくらないといけないという。それはやはり、教育委員会と例えば校長会とかPTAとか首長とか、そういう人たちの話し合いの実績を積み重ねていくのが一番ではないかなというふうに思う。

新城市は校長会とこういうふうな話し合いをして、PTAともこういうふうな話し合いをして、市長とも定期的に話し合いをしてやってきた、この伝統を守りたい。そういう実績を積み上げていくほうがいいのかという感じもします。両方やっていけばいいんだけどね。

○委員長

なかなかそういうのは目に見えない部分ではないですか。

例えば、もう我々みたいないい加減な保護者から言わせると、何かよくわからないというのが現実で、では教育の中立性、継続性、安定性が保たれれば子供の教育の機会というのは担保されるのかどうかというのは、イコールの議論にならないですよ、全然。

例えば、校長会と教育委員会という、例えば教育事務所とか、そういうところの話だけだったら多分まとまるんでしょうけれども、親御さんたちはそこで多分、いわゆる議論をしていないですよ。

だから、学校に本当は責任があって、学校が全てのものを解決していれば、前にも僕はそれを言いましたけれども、本当は親御さんたちはみんなが議論をしてないんですよ。校長先生が全部解決してくれたから。

制度とかそういう仕組みとか教育方針だとかというのは、もちろん教育委員会、教育長からもう決まっていることなんですけれども、現場の親御さんたちというのはこの学校がどうあるかという話しか多分していないので、学校で決められることを、僕は、たくさん増やしてしてあげるのが教育委員会の務めだと思っているんですよ。

ここは議論の余地はもちろんあります。

○委員

ただ、現在の市長は、教育のことは教育委員会という懐の深さ、これは幸せな話なんですね。

だけど、今、新城市はこういうふうに幸せな状態にあるので、教育憲章とか、先に僕が言ったような実績を積み重ねて教育の中立性、継続性、安定性か、これを守る橋頭堡をつくるのが大事だと思うね。

○委員長

監査委員会とか。

○委員

それをどうやってつくるかだが。

○委員長

これは市町村で、もし必要ならば監査委員会というのを設けて市長に了解を、首長に了解を得ればいいんじゃないですか。できるんじゃないですか。

○委員

委員がおっしゃったことは、その新城教育憲章にいろいろな方々の意見を入れるという

ことなんですか。それとも、例えば新城の教育憲章ができて、それをいろいろな方で守っていくということですか。どちらでしょうか。

○委員

まず、教育憲章をつくるということですか。

○委員長

これは、個人的な話ではないのでよくわからないんですけども、恐らくその中立性とか継続性とか安定性を危惧するのが今の市長だと思いますので、そのために憲章をつくってみんなでそれを、誰が市長になろうときちんとやらなければならないというものだけはいくらでもつくっていいという話かなと、僕は思っているんです。

○委員

私も十分理解できていない部分もあるんですけども、自分が現場で長く勤めていたことをいろいろ考えてみると、大きなことは、やはりいじめなどによって子供が自殺したりだとか、子供の命に関わるような事態が起きたとき、あるいはその教員の不祥事によって非常に校内、あるいはその先生を含めていろいろな問題が大きくなっていったとき、こういうようなことが結局は一番問題かなということは思っているんです。

というのは、例えば市長でもいろいろな行政をしなければいけないのだから、すべてに自分が口を出すわけではないわけだから、基本的にその部門部門に任せていて、教育委員会でいえば教育委員がやはり学校のことは校長に任せて、そしてその学校の運営をしっかりやってくれよと、そういうシステムです。

だからまずは、私は学校と教育委員会とが意思疎通がしっかり図られているということが、日常的には一番大事なことではないのかなということを思うんですよね。

だから、教育委員会の教育に対する方針を校長が理解をして、そして学校運営がなされていけば、日常的な教育業務というのは多分順調にいくと思うんです。

新城の場合は、教育委員会、特に教育長と校長との面談というのか、かなり頻繁にやっているし、それから、校長と職員との面談もかなり日常的に行われ、大事にされているので、意思疎通というのは非常にうまくいっているのではないかなということを思うんですよ。

しかし、子供の目に見えない、大人から見て目に見えないようないじめだとかそういうようなことがないとは言えないし、それが大きな問題に発展することも絶対ないとは言えないわけだから、まず最初に対応するのはやはり学校ですよ。担任、保護者、そして子供を含めて、校長が対応するか、そこの対応がうまくいけば教育委員会と相談をするということもないかもしれない。

しかし、大きく発展をすれば教育委員会に相談をしますよね。そうすると、教育委員会として教育長を中心としてそれに対する対応がある。

それでもおさまらないようなときに、いわゆる委員長を初めとする、私たちも含めて協議をする、さらにそれでも、それこそ市が補償しなければならないだとか、市長が裁判で訴えられるだとか、そういうようなことだつてないとは言えないから、そういった場合には多分市長としても報告を受けてどのような対応をするかという、協議をしていくと思う

んだけれども。

そここのところがうまくできていけば、私は現行制度であろうが新制度であろうが、余り関係ないのではないかなと思います。

新しい制度で委員長と教育長を一緒にするという、これは結局実質に合わせたということだと思っんですよね。

そんなことは一番最初からそういうふうにしたほうがいいということがわかっていたのに、今までレイマンという素人を要するに教育委員にして教育委員会制度にしてきたということは、それなりのメリットを、これはアメリカのまねかもしれないけれども、アメリカではそれを見つけてやっていたわけですよ。

なので、やはり私も教育委員の皆さんの一言に、自分はこうだと思っていたことがそういう見方もあるのかなとか、新しいなあとか、これは教育者にはない別の考えだとか、そういうようなことではとすることがあるものですから、だからレイマンコントロールもやはりそれなりの意味合いもあったのではないのかなということも思っているんで、どちらがいいのかよくわかりません。

学校と教育委員会の意思疎通を図る、問題は直ちに教育委員会に上げてそれに対する手だてがとれる、重要なことはそこから市長に報告するというふうにしておけば、余りその制度どうのという問題ではないのかなと思います。

○委員

○委員長

では、教育長というのは、何というかな、その人物を、この人にやってもらいますよということも教育委員が言うわけではないでしょう。

○委員長

それは、教育長という方が委員の1人として上がってきてということですよ。だけど、その上がってきている以外の人を教育委員が任命できるわけではないですよ。

○委員長

教育委員に指名されている人の中から教育長をこの人に任命するということは、それはわかりますよ。だけど、それ以外の人を、このメンバーでなくて別の人がいいぞということとはできないわけでしょう。

なら、実質は一緒のような気がするんだけど、私は。

○委員

いや、実質はほとんど一緒だよ。

○委員長

実質は一緒でしょう。

○委員

だけど、市長の思惑とは違う教育長を任命してしまったというケースが、ないではないんですよ。

○委員長

ああ、それは可能性としてはあるかもしれないけれども。

○委員

ミスかもしれないけれども。

○委員長

現実にはないのではないかと思うんですね、それは。

○委員長

というのは、なぜかというと、事務局の長というのは、やはりそれなりのそういう能力を持っていなければできないですよ。それと、他の委員は非常勤だけれども教育長は常勤でやっていくわけですよ。

だから、それにふさわしい人だから、もう教育委員が任命するというのはあくまでも形式的であって、実質にはこの人がもう教育長ということはほぼ想定されているわけですよ。

○委員

実際、公選制ではなくなるところからして、私たちがここに委員でいるというふうなことは何によっているというところ、市長権限と議会によっているというのがそのとおりなんです。それは制度が変わっても言われるように同じ。

ただ、これで制度が変わると互選ではなくなるということなんです。それはある意味互選で決めますということがセーフティネットになっていたと思うんですよ。暴走がありましたというふうなときに、その息のかかった教育長では教育の中立性というのを担保できないですから、この方に教育長をお願いするわけにはまいりませんと、委員会としてストップをかけるということが、今まではできた。それができなくなるというのは、これは確かに問題ですよ。

○委員

ただ、そうならなかった今までの非常にいい関係がずっとあったということであって、この先、強引な人が新城市長になられたらそういうふうなことがあるのかもしれない。

それをどうふうにして食いとめるようにするかというのが制度づくりだと思うので、そこを私たちはどのように、咀嚼してどういうシステムを入れましょうかと考えなくてはなりません。

条文の中の行間にどういう条件をつけていくのかとか、どういうプロセスということを経験させるという形にするのか。

○委員

ですから、新城市としても、例えば市長が暴走したときにはこういうことをする、どういう場合にはこういうことをするという、挙げられる事例、過去に戻って挙げられる事例を出して考えておくということと、それから、新しい法律を読み込んでこんな解釈ができるよ、こうも読めるよということをもたまたまチェックしていくということなのではないかと思うんですが。

○委員

私、先の市長の息のかかったという表現がどうも気になるんだけど。

例えば、それは今でもそうだと思うんだけど、教育長が、市長がこの人がふさわしいと

いう人をまずお願いをして、それで議会で同意を得て、そして今の制度だとこの教育委員会の中でお願いしますとなっているんだけど、私たち委員でも一緒ですよ。

そういう意味で言えば私たちもみんな息がかかっているのではないですか。

○委員

ええ。だから、息のかかった者同士で息のかかっていない事をどうやって決めるのかなんて、私はそこが非常に疑問なんだけれども。

○委員長

間違っていたらすみませんが、やはり教育委員会は、狭義でいうと多分教育委員会というのはここだけの話なんです。けれど、これは執行機関でしたと言っていたのですから、実際にはここだけで教育部門が全部コントロールされて動いているわけではないですね。

今回、教育委員長を教育長と一緒にするという事は、事務方、いわゆる実際に動いている実行部隊、実務方で一つの教育委員会という枠組みを決めようという話だと、僕は思っていますよ。

そうすると、最後に執行機関とか職務権限は従来どおりとすると、これは逃げているとしか言いようがないですが、教育委員会と教育委員という責務は何だろうねという話を、それは議論してくださいという話ですね。

で、それをするには、例えば監査、チェックする機能に我々が行くとか、また違う機関をつくるよという話をしてください、市町村で。実際にはもう事務方というか、本当に実務で動いているところがあるので、そこが親方を一番教育長に置いて事務方で全部つくり上げましょうと。これが多分今回の改正の教育委員会とはそういうところですよ。

ただし、最後に、引き続き執行機関としているということは、それは考えてくれという話なんです。この教育委員のいわゆる役割において。

というような気がするので、僕は最初から教育委員とは何をするかを議論したらどうなのかと思います。

息のかかったという話はちょっとわかりませんが、そもそも、多分実務はもう事務方一本、筋を通してここでやりますよという話は、そういうふうにしたかったんですよ、これは。

○委員

その件で、多分、この流れからいくと、教育委員が言いたいことを言ってもいいよ、しかしながらそれを聞くか聞かないかはこちらの勝手だよと、教育長とか市長が言うようになる。この新しい制度は。言いたいことはどれだけでも言ってもいい。けれど、それを聞くか聞かないかはこちらだよ。というようになってしまっているのではないかと。

○委員長

何か、私は今でもそんな違いはないような気がするんですけども。

○委員

いやいや、違う。

○委員長

違いますかね。

それなんだ。話の内容によるのではないのかなということはあるんですけどもね。

これは聞くべきことなら聞くし、つまらないなと思ったら聞かないものですから、それはそんなに関係ないのではないかと思うんですけど。

○委員

議論の中で、教育長の暴走を防ぐために云々という言葉もよく使われたんですけども、全国の教育の歴史を見て、市長の暴走はよくあるんですけども教育長の暴走というのは、ちょっと記憶にないんですね。

○委員

だから、そういう面で、やはりうまく暴走という言葉が使われているんですけども、結局、要は教育に対して首長の意見を言いたいという人は、教育に対する現状でなくて、さらに恣意的な意図を持っている。つまり、まさに教育の暴走をしたがる、そういう首長がやはり任命権、罷免権を使いたいのだと思う。今の、昨今の各市の首長を見ていてもそうでしょう。ということになって、その意見を取り入れたのが今回の改正で、結局首長が任命する、しかも3年間ということで、気に入らなければいつでも首にできるというスタンスを持っているので、委員の言われるように、要するに上向き、上ばかり見ていてその本当に子供たちや地域の教育をしないで、要するに市長の意向ばかり気にするような教育がされがちな傾向があると、そういうシステムだということと言われるわけでしょう。確かにこれはその危険性はあると思うんです。だからこそ、その歯どめが必要だというふうに思うんですね。

通常は大丈夫ですけども、そういう必要な首長があらわれたときにちゃんと歯どめとなるかどうかということなんです。通常はバランス感覚を持った方が出て見えるのでいいと思うんですけどもね。

そうでないときに、要するに危機管理だね。教育の危機管理をどうするかというところだと思うんです。

○委員

そういうのを防ぐのが今の制度なんですね。

なので、小比類巻会長が言うみたいに、本当はこの制度は見直す必要がなかったんです。しかし、今さらそれを言ってもどうしようもないかもしれないので。

○委員長

そのことについて意見を言っても仕方がないですよ。

○委員

我々の息の及ぶところではない。

○委員

だから、歯どめとして、前回プリントで思いつくところを5点ぐらい挙げたんですけども、そこらのものを考えていく過程でさらに必要なものを加えて具体化していくということが、その歯どめになっていくのではないかと。橋頭堡になっていくのではないかとというふうに思うんですね。

だから、一番最初はず首長と教育委員会との関係をどういう関係にするかということ

をここの場で議論し、その関係について市長ときちんとした契約を交わせば、それは歯どめになると思うんです。ここだけで決めたことではいけないけれども。

その次は、今度は教育長の暴走を防ぐために、教育長と教育委員との関わりを、関係性をどうするかと。それはそれぞれの組織、立場での力関係、歯どめが効いてくれば、あとは具体的にどうするかということになってくると思います。

○委員長

これは教育長が出してくれたこのレジュメの2番の1、2、3、4、5とあるんですけども、1番、市長と教育委員会との関わりというのは、教育委員会というのはどこを持つという、何回も同じことを言って申しわけないんですけども、教育委員会というのはどこだという話ですよ。

2番、教育長と教育委員の関わりというのは、わかるんですよ。今回、新しく教育長になって、あと残った我々教育委員はどういう関わりになっていきますという話なんですよ。

総合教育会議と教育委員会の関わりというのは、これはどういう会議体でどういう位置付けになっているのかという話ですよ。

教育憲章みたいなものがあるというのはわかるんですけども、1番の市長と教育委員会との関わりなどというのは、実務型の話だけをすると、もう教育長以下は実務とのやり取りということだけのような気がするんです。ちょっと中立性、継続性、安定性という話は、ちょっと定かではないというか、わからないと思うね。何だろう、そういう話ではないような気がするんですけども。

○委員

市長の思いのままに教育委員会が動いてはいけないけれども、それでも、市長というのは市民から選ばれた市民の代表なので、その意向を無視するわけにはいかないね。

○委員

そうですね。

○委員

僕らだって、やはり市長の考えというのは意識してこれまでやってきたし、それは大事に考えないといけないけれども、ストレートに市長の意向が学校へ子供たちへばあっと行ってしまふような危険性はなくしておいたほうがいいと思うんです。大事にはしないといけないということですよ。

○委員長

そうすると、チェック機関ですね。暴走を歯どめするチェック機関ではないですか。誰の暴走かは別としても。

○委員

ただ、今、そういう言われたようなことは現実としてはあり得ると思うんですよ。

選挙のたびに、例えば市長が変わる場合、特に選挙公約として対立候補が掲げるのは、前市長の公約を踏襲するわけではないんですよ。どちらかという反対のようなことを公約として掲げて当選するから、前の市長の方針が新市長になったら覆るということは当然あり得るわけだよ。そういうことの歯どめということですよ。

○委員長

そこが難しいところですよ。

○委員

ええ。しかし、それは市民が新しい市長を選んだということは、市民もそれを望んでいるというふうに大きく言えば考えられるわけだから、なかなか難しいですよ。

○委員

だから責任問題が起こったときに、責任は市長を選んだ市民にあるということに行ってしまうんです。結局、責任なんてものはうやむやになってしまうことになってしまいます。

○委員

それだと困るので、教育委員会は別で動いているわけですよ。

○委員長

まあ、そういうことですね。

○委員

そういうことですよ。なので、そのところはやはり別で動けるといえるか、そこは必要ではないですかということですね。

例えば、学校の統廃合にしても、市長はもっと平等にやりたいので小規模校というのはどんどんなくしますと。こちらは30人に一人の先生なのにこちらは先生のほうが多いではないかというような話になったとすると、これは不平等だというと、恐らく有権者が多い大規模校の地域とかというのはそうだそうだみたいな感じになってきたりしますよね。

でも、実際に教育委員会はそういうことだけではなくて、いろいろなことを細かく見ていってこういうふうに行っていくでしょうね、統廃合であるならば地域がきちんと合意形成ができて、こういうふうなことを選択しましょうというところまで持って行って、初めて統合しましょうという形でやっているのに、あたかも平等であるかのような扱いになってしまったりすると、それはそれで非常によろしくないこととなってくるわけです。それまで一生懸命、今の状況で、例えば周りが一生懸命で積み上げてきていることとかというのがそんなのは一緒になるに決まっているみたいな話になってしまっ。

○委員

だからこそ安定性のために、だからこそ新城の教育憲章が要る。だからこそ、教育行政の大綱が要るということになるんだと思うんです。

だから、4と5をしっかりとっておけば、1の市長の暴走というのはかなり防げるのではないかなというふうに思います。

○委員長

選挙で市長が当選して、市長になって議会で承認されたならば、それは執行されますので、それは、そういうことはあるわけですね、必ず。

例えば子ども園をゼロにしましょうという話を次の市長さんが通して、議会がうんと言ったら、それは通りますよね。今はゼロではないけれども。そういうことは必ずあるはずなんですよ。

だけど、教育の道筋だけは曲げてはいけないよというのが、多分皆さんが言っている議

論だと思います。

○委員

だから、4と5は大事なことになるのではないですか。

○委員

3番の総合教育会議、首長が主催してということで、ここで教育大綱の策定ということがあるわけですね。

だから、このところで、1番の市長と教育委員会の関わりの中で、この教育方針、教育大綱の策定については、例えば教育委員会議で策定し、市長とのそういった協議の場を経て、この総合会議にかけるとかというようなことをしていけば暴走はなくなってくると思うんです。より多くの意見を取り入れた教育大綱になってくると思うんですね。

市長の選挙公約でという形で、ぱっぱと出てきてしまうと、もうそのたびに揺らぐ教育施策になると思うんです。

○委員長

ここが、でも悩ましいところですね。

○委員

そう。

○委員

総合教育会議ってことね。

○委員

ここのおろし方によって、どうにでもなるんですね。

○委員長

どういう位置づけなのかという話になりますね。

○委員

この総合教育会議というのは、合議制の会議かね。これが気になるのだけど。

言いたいことを教育委員はどれだけ言ってもいいけれども、最終的には市長が決めるよという、そういう会議かね。

○委員

そちらのニュアンスが強いのではないですか。

それから特に、その後の条項の中で施設整備とかいじめとかということを取りたてて書いてあるけれども、そのことについては確実なんですね。

○委員長

総合教育会議の位置付けを、まだ、余りはっきりしていないし、それを勝手に市町村で決めていいのかどうか。この紙1枚で見ただけではわかりませんよね。

○委員

構成するとしか書いてありませんね。

○委員

うん。

○委員

決まっていなかったら、こちらからこういうふうな形にしたいというのを提案することができると思うのですが。

○委員

事務局が実際的には仕事をやっていますよね。教育長がぱっと変わったとすると。変わって、そのときに、「では、おれの新しい方針でこういうふうにするぞ」ということは、できるのかね。

○委員

人事ということですか。

○委員

うん。いろいろな面で。予算とか。

○事務局

予算編成権は教育委員会にはありませんので。

○事務局

市長しか持っておりませんので。

ただ、市長は一つの行政委員会、市長部局とは独立した行政委員会として教育委員会があるわけですね。こういった関係は基本的には法改正後も同じような形でいくはずですが。執行機関として残しますので。

ただ、予算編成権までは、これは自治法で決められておりますので、首長サイドに残った権限として残るはずですが。

ただ、首長は、現行制度では教育委員会とかの話聞いて教育予算を編成しなさいよというふうになっているものですから、その辺は変わらないであろうなと思われませんが、予算編成権はそうです。

○委員

あと、教職員の人事についてはもちろん教育長のところにあります。

○委員

教育予算と教職員人事については、首長ではなくて教育委員会に権限があるというのが今回の改正なんですね。

○事務局

首長に渡してしまうのではないということです。教育委員会の権限として、教職員人事、それから教科書採択に関しては新しい教育委員会に権限がありますよという形になっています。

○委員

やはり、学校教育施策とか教育理念とか、そういったものにおいて、例えば180度違う教育長が就任したとしたら、恐らく現場は変わるだろうね。

○委員

校長が変われば学校が変わるという。これは教育長が変われば教育行政が変わるだろうな。

○委員

そうすると、今、新城教育の学校教育の根幹にしているものというのは、やはり自分が教育長になってからいろいろ周知してきたことがある。新城教育の要となっているので。

○委員長

それが、大きく影響を受けるというわけですね。

○委員

そういう場合に、例えば教育長の教育理念に関する思いというものを、例えば教育憲章に入れるとか、あるいは大綱の中に入れるとか、そういうようなことも可能なのですか。

○委員

ええ、だからその手続上の問題を①のところできちんと決めて市長と契約を交わせれば、それはもうきちんとした歯どめになっていくと思いますね。

○委員

それは教育長が例えば将来変わったとしても、それは継続されていくということになるんですか。

○委員

位置付けをどうするかですね。

○委員

憲章を改正って言いだすかもしれないですよ。

○委員

でも、すぐにはできないことだから。

○委員

確かに。

○委員

でもやはり、個人的信念を押しつけてくる、そういう首長とか教育長が将来出る恐れがあるわけでしょう。これは何としても防ぎたいし、それを防ぐよく考えられたものが現在の教育委員会の制度なんですね。

だから、法案が出てしまったら何ともしようがないけれども、変えなくてもいいということを通せないかね。

○委員

言っても、国の法律が定まればそれを優先するわけだし、今回は最初のいわゆる案と比べると与党内の自公の関係で随分現状の方向へ寄せてきたわけなので、やはりその中でどうするかというところ、これは附属機関か執行機関かの差などというのは、ものすごく大きな差ですからね。

それから総合教育会議の権限においても、これで国会が通るという形になれば、最初の案としてみたら妥協の範囲ではないかというところになりますが、ではそこでどうするかを考えることが大事ななと思います。

○委員

それしかないかね。通ってしまうものならね。二、三年でね。

○委員長

通ってしまうと思いますよ。

○委員長

これは、法案が通った段階でもっと具体的な展開のあるものというのは出てくるんですかね。

○事務局

通常、法律がありますと必ず施行令、施行規則、いわゆる政令、省令というものがついているものですから、もう既にその辺も国ではつくっているはずなんですけど、まだ国会を通らないものですから外へは出てこないという状況だと思いますので、国会を通れば細かいものは出てくると思いますし、それから、先ほどの議論の中でも憲法解釈というものがあって、この法解釈という部分がありますけれども、これもこの教育基本法と肩を並べるぐらいに、いわゆる教育行政の一番根幹の法律ですので、逐条解説まで行くかどうかはわかりません。ある程度運用の指針となるような解釈というものは、こういうものですよというものが国から示されると思います。

ですので、これは国が法律をつくるものですから、この法律はこういう解釈、こういう考えのもとにこの法律ができていますよというものがありますので、それを超えてまでこちらは運用ができないということなんです。

その中で、どういうふうによく泳いでいくのか、この議論の中で非常に委員さん方が心配されてみえるこの政治の介入、過度の介入というものをどれだけ防ぎ得るかというようなことで、こちらは若干受身の形にはなってしまうかもしれませんが、その中で泳いでいくしかないのかなという気がしますね。

○委員長

ちょっとまだ、この1枚の法律案の概要だけを見てしまうと、どうしていいかなという議論がたくさん出てきてしまうので。

○委員

ちょっと見えないところがたくさんありますね。

○委員

先ほど委員が言われた大綱について、どういうふうな手続を私たちは必要だと考えるかというふうなことで、予算編成権は確かにはないですけども、予算のあり方などと書いていらっしゃるということは、前に市長が少し言われたことがあると思うんですが。

○委員

教育委員会の皆さんは教育委員会に任せるよというところまで言ってみえるので、この意見というのをきちんとまとめて、これは定例になってくると思うけれども、提言することは可能だと思いますね。

○委員

そうしますと、4の新城教育憲章と5に関しては、新しい、国が国会を通るものは別にしておいてまず取り組めるということですよ。

○委員

そうですね。

○委員

それは新城独自の動きになりますけどね。

だから、この教育委員会会議の運営方法も、教育長が主催するのではなくて教育委員が交代でやるというようなことも、多分新城独自の動きになってくると思うんです。法令違反でなければ幾らでも可能性はあるはずですよ。

○委員長

新城の教育憲章というのをもう少し具体的に、どんなイメージかというような話は、今、市長と話してみるところだと思いますけれど。

○委員

憲章といわれるものって、割ときれいな言葉が当然並べられますよね。きれいな言葉が並んだその下に、結局それをどういう形で担保していくのかとか、どういうアクションプランをつくっていくのかというふうなことになるって、具体的にそれが和を以て貴しとなすみたいな話をしてしまったら、そのあと反対意見は述べないのがよろしいみたいな感じになりがちだったりするんですね。

だから、その辺のところはやはりちょっと本当は気になったりはするんですけども、そういうことはないですか。

村の寄り合いなんて、本当に和を以て貴しとかして、追認以外の手段がないみたいですね。

○委員

新城市民憲章というのがあるじゃないですか。あれはどんな文言でしたかね。

○委員

体育館の前にまだ書いてあります。立て看板に。まあ、きれいな言葉ですけどもね。

○委員

理想を新たにして。

○委員

その下に動いているのが大切です。

○委員

新しい憲法の話みたいなことが書けるかどうかみたいなことに今度はなってきた。

では、その新しい憲法の話はどこまで有効性があるのかという話ですよ。例えば、ここでこういうふうにして決めましたということを市民に話をしなければいけないとすれば、きちんと説明ができるような形にしたいなと思います。

○事務局

議会にかければいいですよ。

○委員

議会に。

○委員

条例化してしまいますか。

○事務局

条例まではいかないですけども、議会に諮ってみてはいかがでしょう。それでいいですよとなれば、相当なお墨付きになりますよね。

○委員

そうなんですか。それだけで、それでいけるということ。

○委員

子ども憲章なんか、やっているところがあるよね。

○委員

ありますよね。

恐らく、市民憲章なんかでも議会を通じず勝手にはできないと思いますので、いい案だと思います。

○委員

予算のあり方について、教育長と事務局ということと委員ということの、実情に即した形になるということであれですけども、これってすごい責任を伴うことなんですよ、やはりね。

それに対して覚悟が当然必要で、それは非常勤ですからそこまではとてもみたいなことに委員がなったりするのか、一定の自分たちはどうするのかというふうなことも決められるのかというのは大事ななと思いますね。

そこは多分、教育長と教育委員との関わりの中で、ただ言葉で言う信頼関係だけではなく、どういうふうにして普段から関わっていくか、制度からすればすごく大事なことになると思います。

○委員

市議会にかけるといって、要するに公にすることというのは、4と5の教育行政の大綱というものを市議会にかけて、市民にも知っていただいてきちんとしたものにすれば揺るぎないものになるのではないかなというふうに思いました。

あと、5の②の、予算とか人事のあり方、これは内側のものなんですかね。外に公表しないで内規というのか、公にはしないことになるんですかね。

だけど、4と5の一番最初の丸は、やはり市議会でお墨付きをいただければより強いものになるのかなというふうに思いました。

○委員

総合教育会議で諮って決めますとあって、それについては会議終了後速やかに公表しなさいというのが法律で、一応表に出ていくんですが、あとは今の、特に3月議会ですけども、市長は予算大綱説明をする、教育長が教育方針説明をするというものを、今の市長はそういうふうにしてしようということではじめていますが、その教育方針説明というのが、市長がやるのか教育長がやるのかは別にして、今度の新しい大綱にかわるものだという感じがするんですね。それを議会の場でやるのかやらないのかということに絡んでくるのかなという気がしますけれどもね。

○委員

やってもいいと思うんですけどもね。教育長が教育方針の説明を。

○委員

いいと思います。

○委員

事務局の人事のあり方というのは、どうなんですか。

○委員

結局、これは教育委員会だけではなくて、市長部局においてもそうだけれども、要するに行政マンがその専門性が問われる時代になったと。だから、そういう面でどんどん三、四年で人事異動するのではなくて、やはりその筋の専門家を育成するというようなスタンスの人事が必要だよという声が、いろいろなところから起きてきているんですね。

○委員

その辺って、こんなふうにしてやったらどうだろうというような、先進的な動きをしている市町村はあるんですか。専門家を育てていますというような。

○委員

今、うちでも、例えば博物館だとか資料館だとかのところは、やはり全国を視野に置いた観光客等が来る、あるいは問い合わせ等が来るということで、質問等に関して答えられないようではその役割、使命が果たせないということで、やや長期の人事展望に立って専門家を育成しようという意図のもとに人事を行っています。

○委員

研究機関みたいなのところについての専門性ということですか。

○委員

それだけでなく、こちらについても庶務は庶務、文化は文化でそれぞれの専門性のものがあるわけなものですから。

ただ、それは全市的な動きの中なので、こちらの意向だけではできない。市長部局の人事の意向ということもあるものですから。

○委員長

だから、教育実務家というのは欲しいですね。要は、学校教育なら学校教育に特化して、もう最初から10年、15年それをやっていて、教育の実務に精通している人を育てていくと。

それで、例えば保護者とのコミュニケーションのやり方とかそういうのも学びながら、何というんですか、技術屋というのは大体ずっといるではないですか。そういう専門職みたいな人が教育委員会の事務局にいるといいかなと思いますね。

○委員

教育関係の法令にすごく詳しい人がやはり必要だと思うし、その中のいろいろな法務とか習慣とかにも詳しい人がほしいですね。

○委員

学校事務の方とこちらの本庁の事務局とかの人事交流みたいなものは、全然ないんですか。

○委員

ないです。

○委員

それはちょっと違うよね。

○委員

違うんですか。

○委員

本庁は県職なので。

○委員

あと、これは昔からずっと、今の市長にも言っているんですけども、学校教育に特化しないかという話がありますね。学校教育に教育委員会は特化しないかという話。

○委員

いわゆるスポーツ、文化、生涯学習ももちろん関連性はあるんですけども、教育委員会自体が学校教育に特化した組織で人員配置ができたという話は前からずっと言うんですけどもね。

○委員

そうすると、子ども園を引っ張ってこないと成立しないあれですね。

○委員

そうですね、それも含めて。

○委員

未成年の教育に関するものは全て教育委員会が特化してやるというような形なら、すっきりするわけですね。

○委員

そうですね。ゼロ歳から二十歳まで教育委員会が面倒を見ると。

○委員

社会教育を切り離すということだね。

○委員

今、こども未来課がやっている事務も実は教育委員会で全部、ゼロ歳から二十歳まで関わるものは全部やりましょうと。これはある中核市なんかに行くと子供関係、子供の教育だけではなくて子供関係は、子ども課が全部やっている。

○委員

二十歳まで子どもなんですか。

○委員

子ども課というところが全部担当なんですよ。

○委員

社会教育について、首長部局の強い要望によって部長権限に持っていった方がいいよという形になって、いろいろな自治体が持っていくようになった。それまではやはり生涯学習の一環ということで、やはり長期的理念で法に基づいて教育委員会がやるべきだという法律だったから、全部教育委員会でやっていたけれどもね。

○委員

縦割りですごくすっきりし過ぎてしまうようなことがないようにという、連絡みたいなものがうまくできるような体制を一緒につくって行って、二十歳までというか成人までという、そういう役割をつくらないと、またかみたいな話になりかねないというか。

○委員

それはそうですね。

○委員

もう40年、50年、国の政治を見たって、縦割りが横にしっかり連携してという、組織はつくるけれども、できた試しがないんですから。

○委員

やはり、今、子ども未来課と教育委員会がやっているやり方というか、そういうふうなことが多分前例とかに恐らくなっていく話ではないですか。

○委員

指導、教育理念とかそういった部分においては、やはり幼稚園と保育園は違うので。

○委員長

でも幼稚園の話をしてしまうと、新城の幼稚園は人数が少ないというか、なくなってしまいうぐらいの勢いなんですけれども。

○委員

保育園的な要望が多いということですね、人数として。

○委員

そうですね。いろいろな条件があると思いますけれども。

逆に、僕はだから、そうであるならば、子ども園全部に教育プログラムが円滑に回るような仕組みをこちらから仕掛けたほうがいいのではないかと思いますね。子ども未来課がやってもそれはできないという話ではなくて、我々のほうからこういうプログラムは、必ず子ども園だろうが幼稚園だろうが全部やりましょうよという話をするしかないような気がするんですね。

○委員

質がどうなっているんだという話は説明会とかで必ず出てくる話で、それが悪くなっているとかそういうことではなくて、わかりづらいんですよ。わかりにくい中でどんどん、お兄ちゃんのとくとは違うねというのが多少あるにしても、こういうものだと思ってそこに入ってくるとなっていくのが、子ども園だったり学校だったりすると思うので、そこでやはりこれからこういうふうにします、こういう形になっていますというのをうまく仕切り直すというか、そういう方法にもなるかもしれないですよ。今言われたみたいに、ちゃんとこれを子ども園でやりたいんですよ、これができるようになるんですよ、ここを目指しているんですよというのが、やはり新しいアプローチの仕方で示せますね。

○委員

私も今、子ども園が始まって2年目に入ったじゃないですか。思うことはあって、言いたいこともありますね。

やはり、そういう子ども園について話し合う機会も何かありたいと思いますけれども、別に相手方を非難するとか、そういうことではないんですけれども。

○委員

それこそ、教育憲章でゼロ歳から始まるという話をしたらどうかと思うんですけれども。

それはもう、教育委員会が、教育委員会という言葉でいいのかどうかはわかりませんが、教育委員会がゼロ歳から二十歳までを全部賄うという憲章にすればいいということですよ。

○委員

文化にしろ、スポーツにしろ、生涯学習にしろ、教育委員会でやってきたという歴史と、それからその組織の性格というのか、あるいは組織の改革というのがあると思うんです。

図書館一つとっても、もしあれがずっとどこかの指定管理者など第三者に任せていたり、市長部局にあったら変わらなかったらと思うし、博物館にしろ資料館にしても変わらなかったらと思うんです。

そういう面で行くと、やはり生涯学習、社会教育の一環としての理念だと、どうしてもやはり市民のいわゆる利用率等を上げることが文化的に寄与するとか、そういう考え方というのは教育委員会的発想だなということを感じる。

○委員

その考え方の整理って、すごく難しいと思うんです。

私はもともと観光畑なので、これをどうやって地域の魅力にしようとか、外から人を引っ張ってこようかというふうな見方も一つあるし、やはり何のために新城市が赤字を出してまでやっているかといったら、市民のそういうレベルをどんどん上げていくとか、市民の文化力を高めるとか、そういうところにあるわけでしょうしね、それは難しいですね。

○委員

難しいところですね。

○委員

一つ、情報の収集というんでしょうか、現場での情報が教育長、現場での情報が例えば学校なら学校の情報が校長先生にあって、校長先生から指導主事に行って、それから学校教育課長そして教育長に行ってという、その情報の伝達というんですか、全てが私たちのところにいくのではないと思うんです。その辺はどういうふうに。

現場、現場の判断だと思うんですけれども、どういう情報がトップの方に上がってくるかというのはとても大きなことだと思うんですけれども、その辺についての、変えたほうがいいというのは。うまく言えないんですけれども、現状と、それから理想的にはこうだよなどということがもしあったら教えていただきたいと思うんですけれども。

例えば、大津の事件なんかも動きが遅かったですよね。だから、そういうのに市民があきれて、それから責任がうやむやになっていたということもあきれてというようなことがあったと思うんですけれども、そういうのは情報がいかに上のほうに伝達していくか、どこまでトップの方がその情報を握っているのかということなんですけれども、それについては。どうなんですかとしか言えないんですけれども。

だから、下の方にとっては、現場の方にとってはその情報がこんなに大きくなる問題だというふうには感じなかったかもしれないんですけども、結果的には大きくなってしまったと。だから、その辺の判断、これを上に上げて、それがまたどうやって上に持っていったというようなことなんですけれども、それがスピーディーであればあるほど早く対処ができるんですけれども。

ですから、今後もしそういう過去の事例をかんがみて今後もしそんなことが起こったらどういうふうに情報伝達をスピーディーにしていくか、あるいは普段どれだけのものを上に上げていくかというようなことを一度考えてみていただければと思うんですけれども。

#### ○委員

結局、例えば地震の対策マニュアルをつくって、そのとおりに地震が起きたら動きましようとかというのを、一応決めるじゃないですか。

でも、実際に地震が起これるとその場で判断しなければいけないことって結構ありますよね。その人の裁量に任せられてしまうところもある。

多分、いじめの話も結構裁量、裁量で、裁量に裁量がかかって結局、後手後手になったと思うんですよね。そのときって、でもそうなる可能性は常に秘めていますよね。マニュアルどおりにはいかないものですから。

#### ○委員

そうですね、だから普段いかにいろいろな事例があることをみんなで考えて知っておくかという、頭の中だけでもいいから考えておくことが大事だということになってきますよね。

#### ○委員

私も現場でそういう立場にあったものですから。

やはりいろいろな方法から手だてを加えていかなければいけないんですけども、最終的には現場の教員の力量を上げるということはまず一つ、大きいですよね。

そういうことのために現職研修だとか、教育委員会のほうがそういうことをしょっちゅうやっているんですけれども、この間の教育研究会もその一つだと思うんです。

やはり現場の教員の力量ってすごく大きくて、私も直接、例えば救急車を呼んでもいいよということを言っていたんですよ。今は携帯の時代ですから。

例えば、校外学習のときに野犬に襲われるということがあるかもしれないですよね。それから、あるいは校内でも体育のときに子供が大けがをってしまったとか、保健室へ連れてくるよりも先に救急車に連絡をとったほうがいいこともある。特に怖いのが長距離走だとかそれから水泳ですよね。

そういうときにはあなたの自分の判断でやれよと。校長への連絡はその後でいいからということではしょっちゅう言っていたんですけども、まず現場の教員にきちんとしたそういうような力量を高めるような研修だとか指導ですよね。

しかし、現場の先生というのはやはり毎日毎日授業があるものですから、なかなか大変なところもあるので、やはりそういう、直接的にやるのは管理職ですね。つまり管理職が学校の様子を見ていて、これは個人だけではなくて、一つのクラスだけではなくて学年で

取り組まなければいけないことだとか、あるいは全校で取り組まなければいけないことだとか、そういう判断はやはり管理職が対応をとっていくことはすごく大事だと思います。やはりこれは教育委員会にすぐ報告しなければいけないと、やはりその判断はすごく大事で、けどこれはやはり個性にもよって、それはまだ大丈夫だと、校内で大丈夫だというふうに判断する場合もあれば、いやこれはもうすぐ教育委員会に言ったほうがいいというふうに判断する人もいるし、ちょっと個人差が出てしまうんですね。

けども、やはり大事なことはすぐに連絡をとるといって、そういうところの意思の疎通を十分図っていくことが大事だと思うんです。

○委員

ただ、最終的には校長あるいは教育長が責任をとることなので、たとえそれが課長のところでとまったとか主任のところでとまっていたとしても、責任は最後に教育長がとることになります。

対外的だとか、今、新城でいうと子供の事とか教職員のことで事故とか違反とかけがとかがあったときには、課長のところへ報告が入って、課長から教育長へは、些細なことでももう毎朝いろいろな報告が上がってきます。

校長たちのスタンスとして、すぐ教育委員会に上げるというスタンスはできているので、学校教育関係は風通しはいいと思います。

○委員

例えば、そういうことを報告したからといって、自分の勤務評定がマイナスになるとかそういうことはないわけですね。

○委員

はい。やはりそれがはっきりしていれば、先生方は安心して言えますよね。

○委員

そこを危惧していらっしゃる先生は、やはりみえると思います。

そのところを、そんなことはしていないもんとこちらで言っても、いやいやというのはきっとあると思うんですね。

ちゃんとそのところが伝わるということが一つ大事かなと思うのと、先生って一人親方みたいところがすごく多いと思うんですね。クラスがあって、その担任があって、副担任があるところはまだいいと思うんですけども、熱があっても何をしても、子供がいるのに私が休むわけにはいかないみたいな、一つの責任感でもあるとは思いますが、一人に仕事を出しているわけではなくて、組織で子供を預かっているのには違いがないと思うので、その組織で預かっているという体制はもうちょっと徹底していてもいいかなと思います。

それには絶対的に先生の数足りないというのは、どうしたらいいかという問題にまたなってきますが、若い先生に対して今は指導者がついてるんですね。

そういうところはまだ二人担任制だったりすれば現場の状況を二人で確認ができますね。これは先生が担任二人だったら二人で対応すればいいことなのか、上に上げていかなければいけないことなど、やはり二人で見ていると判断がしやすいだろうというのと、ちょっ

とこれは知られたくないなというのは人間誰でもあるかと思うんですけども、二人でいればそれも、客観的にどんなことが起こり得るのか、それを防ぐためにどうしたらいいのかということが判断できると思うんですよ。

全て上げていくというのは、やはり本当はナンセンスですよ。子供のけんかだって、子供同士の間で終わらせられることは必要ですし、これはもうちょっと大人の手を入れなといけないというときに初めて大人が出ていき、命の危険があったりとか、この子の人生がどうなるかとなったときにやはり教育委員会が出ていくというふうなレベルがあると思うので、その辺を単独ではなくて組織として対応ができるというのが、私たちが考えるべき責任のとり方ではないかなという気がします。

#### ○委員

きょう午前中、作手中学校の学校訪問で、管理訪問に行ってきました。各学級担任二人ずつのツーハート担任制度になっていて、中学校は余力があるから、学年主任を副担任ではなくて、二人担任にできる。ノーチャイムにするなど、そういうことを提唱しているんですけども、作手中学校はそういう面で二人担任をやっていて、お互いにちょっと弱いところがあってもカバーできると思ってます。子供、保護者も何とか満足できるというような状況をつくり出しているんだけど、報告の関係でいうと、やはり教職員自体が起こってしまったことはどうしようもないと。その後をどう対処するかによってその人の真価が問われるという、こういう価値観は共有したいなと思うんです。

そういうスタンスになれば、これはもちろん担任レベルで解決すること、学校レベルで解決することはあるけれども、これはもう社会問題になるなどというようなことはやはり体感していないと、要するにそういう感じる能力がないと報・連・相もごっちゃになってしまう。そこら辺は、やはり日ごろの学校経営の中で培われる教員の人材育成だと思うんですよ。

だから、そういった感覚がついてくれば十二分に風通しのいい組織になっているし、チームワーク、ネットワーク、フットワークは新城の学校運営の組織上のこととして合言葉にしていることですし、中学校だったら二人担任というのが当たり前になってほしいなと思います。

#### ○委員

それは校長権限でできることなので、教育長がやれということではありません。学校経営は校長先生に任せられている権限ですのでね。

逆にいうと、小学校はもっと定数をふやさないといけない、本当に。これは国の問題だけだ。だから、予算のある市町村は勝手に自分たちで教職員を雇って増やしていくということをしている。そんな教育の機会均等に背くようなことがあってはいけないよね。

とはいえ、新城の場合は一人の先生が担任する子供の数というのは非常に少ないので、こんなぜいたくなことはない。

#### ○委員

逆に大変な学校ではもうちょっとくださいよという感じなんですよ、きっとね。

#### ○委員

まあ、もちろん加配の部分はいろいろ学校の状況を見て、定数よりも増やして。加配枠というのはあるものですから、これは教育委員会サイドでできます。そういったところには加配するという措置はとっています。

○委員長

市長との話の中で、首長との話の中で、例えばあと10人ぐらい先生が欲しいよという話も、こういう会議の中で教育委員会として提示したものが予算化されて配置されるというのがもし出てくれば、それはいいお話だと思いますね。

○委員

やりたい。

○委員

地域審議委員会に1人雇うとか。

○委員

どうすればいいのかというモデルをそういう方法でつくれるとすれば、一石を投じた気持ちになれるのはこちらだけということはないですよ。

よそでも、ああ、なるほどねという感じになりますよね。

○委員

教育のあしたはという機運が継承され、次に継承されていくと思うんです。

○委員

教員だけではなくて、ぜひ事務局にも、やはりもう少し人員を配置して、何というのか、余りにも負担がかかり過ぎているような気がするんですね、私は。別に事務局の皆さんのために言っているわけではないんだけど。

個人の能力が本当に100%、120%、力を尽くしてもなおかつ仕事が残っていくだとか、あるいはやり残していくというようなときには、それはやはり人手が足りないと思うんですね。

今は新城ってすごく大事なときですよ。学校の統廃合とかいろいろな問題も含めてすごく人手がいるのに、非常に少ない人数で頑張っているんで、今のような、もし人員配置のことで言うなら、やはり事務局、もっと大きく言えば自然体でもう少しゆとりのある職務をさせてあげたいなということは常に思いますね。

○委員

人を増やすというのも一つの考え方だと思うんですけども、アウトソーシングできる部分をアウトソーシングしていくと。こんなことを申し上げたら何ですけども、たくさん給料をもらっている市の職員の方たちがルーチンワークをしていると、ルーチンワークの人をどんどんふやすとかとやっても、回らなくなると思うんですよ。そんなに経済的に豊かなところではないようなところは。

本当に職員の方がやらなければいけない仕事はこれだけども、これはアウトソーシングしていきましょうというようなことの予算の枠をつくってもらって出していくとか、本当にできたらいいなと思うのは、障害者雇用とかというふうなことで、もちろん公務員にできればそれが一番いいかもしれないですけども、そういう仕事の枠をきちんと出して、

仕事がぎゅうぎゅう詰めになってどんどん仕事が追いかけてくるのではなくて、建設的な仕事をもっと集中して職員の方ができるような環境というのもすごく大事なことだと思うんです。

○委員

ああ、そうですね。それもすごく大事なことですよね。

○委員

いや、やはり、私も心を痛めているのは、例えばここに教育総務がいるけれども、教育総務と学校教育の両課というのは本当に残業が多いんですね。もう、申しわけないような次第で。それだけ事務量が多いということ。

また、教育総務一つを考えたって、学校等は矢継ぎ早でしょう。それも、しかも物すごい複数校で来るわけでしょう。こんなの、1校だけでもそれに特別な課を設けるぐらいの事務量があるわけですね。

それで、向こうの生涯、文化、スポーツは土日、それから観光課にも及ぶようなイベント、もうがんがんにあるんです。土日勤務、いっぱい。

そういう面でいうと、いわゆるソフトの部分と教育の部分、すごく教育委員会は担っている、抱え込んでいるという要素はあるんですね。

○委員

それで、例えば昼間の仕事だけではないですからね。これで学校統合にかかわって地域住民と話し合う、あるいはその会議に夜出ていく。夜出ないと地域住民は出てこられないものですからね、だから、そういうようなこともいろいろ考えるとかなり負担をしてみえるのではないかと思うので、何とかそこら辺はならないのかなということは思いますね。

○委員

例えば、そうやって言っている話を例えば総合教育会議で、首長が主催でやって、ではここに予算をつけてくれと、今こういう緊急事態があります、先生もいたほうが、絶対そのほうがいいという話の中でこの会議体ができ上がるのであれば、我々教育委員の職務というか、その部分は結構いいものになるのではないかと思うんです。

なかなかそういうことで予算をとってくれるということは今までないですね、全然。

○委員

ぜひ、そうなりといいですよ。それはね。

○委員

やはり専門性を生かして、その給料にふさわしいような仕事をやってもらって、パートでもアルバイトでも、そういう方でもできるようなことはそういう形でやるという、そういう方法は意外といいかもしれないね。

○委員

よくアンケート入力とかそういうなんかは、本当にそれに集中してやっていけば効率が上がるんですよ。でも、誰々から電話ですとかと言われてやっていると全然進まない仕事だと思うんです。

○委員

そうだよね。わかります、それは。

○委員

ちょっと堂々めぐりになってくると思うんです。やはりポイントを絞って、次にやはり提案を持ち寄ってやっていくという形のほうがいいかなと思うんですけれども。

○委員長

となると、もう少し細かい施行規則とか、その辺が出ないことにはまずできないことと、我々で勝手に想像してもできるようなところとは分けたほうがいいですよ。

○委員

そうですね。

○委員

4、5ですか。

○委員長

そうすると、では新城教育憲章というのはどんなものとか、5番。この辺はちょっと細かい話に。

○委員

さっき、施行令、施行規則って大体いつごろ出ますか。

○事務局

いつごろ出るかは全く分からないのですが、ただ、今の国会が6月の幾日までかです。今のところ会期延長という話もちょっと聞こえてこないものですから、通常通り閉会されるのかなと。それまでには採決がとられるはずですよ。

○委員

それは出たときにその資料でかけるとして。

○委員

次回は6月16日ですよ。臨時教育委員会会議。

○委員

そのときは、議題としてはどうしましょう。国で定めたものが出てくればその資料はそのときもらうとして、あと我々でいわゆるアイデアを出し合うようなところがあれば、出せるようなところがあればそれなりに。

○委員

この柱立てした1、2、3、4ぐらいのところ、これまでの話し合い等をもとにして、それぞれの案を、文字化した案を持ち寄って一つ一つこうまとめていくというか、整理していくということが前に進むことになると思うので。

○委員

はい、そうですね。

○委員長

では、教育長が出していただいた2番の①、②、③、④、この辺の皆さんの御意見を少しづつまとめて整理していただいて、次回の臨時教育委員会会議に出してもらうというような形でお願いします。

○委員

済みません、申しわけございません。今の①、②、③につきましては、法律ができ上がった時点でないとまた変わって、自分の思った感じでよろしいのですか。

○委員

いや、でき上がる前のほうがいいですね。

○委員

でき上がる前でこうあるべきだという、要するに理想なり考え方をきちんと述べて、自分たちの考えをもって施行規則と照らし合わせてどうだというふうに考えたほうが、施行規則ができてからだともうとらわれてしまって独自性が出てこないと思います。

○委員

ああ、なるほど。わかりました。

○委員

素案をつくってくるようにという宿題ですよ。

○委員長

そんなことでよろしいですかね。あとは何か。

では5月の臨時教育委員会会議を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記